

平成29年度

多可町教育方針

及び 主要施策

多可町教育委員会

はじめに

今日、わが国では、急激な少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展などにより社会情勢が大きく変化しています。また、アメリカの新体制の動きやイギリスのEU離脱により、近年の世界協調の流れが大きく変わり、今まで以上に先行き不透明な時代となってきました。

こうした変化の中で、子どもたちが夢や目標を持ち、たくましく生き抜いていくことができるよう、新しい時代を見据えた教育が求められています。そのため、国により「小学校英語の教科化」や「道徳の教科化」など、学習指導要領の改訂がなされ、新たな時代に向けた様々な教育改革が急速に進められています。

昨年8月に「次期学習指導要領等に向けた審議のまとめ」が報告され、育成すべき資質・能力として、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力（学習意欲）・人間性」の3つの柱が示されました。これらは、子どもたちが先行き不透明な時代をたくましく生き抜くために不可欠な資質です。

多可町教育委員会では、昨年策定した「多可町教育大綱」の基本目標である「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」を具現化するために、多可町に愛着と誇りを持ち、まちづくりに貢献する子ども、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる子どもの育成をめざして、「ふるさと教育」「確かな学力の育成」をキーワードに、地域に根ざした幼児教育・学校教育・社会教育を推進しています。

こうした教育の根幹をなすのは、家庭であり、家庭教育が全ての教育の出発点であることを保護者や学校、地域がともに再認識し、一層連携して取り組むことが必要です。

教育・保育が子どもたちの多様な個性や能力を開花させ、人生を豊かにするとともに、社会を一層発展させる基盤であることをそれに携わる者が強く自覚し、協働しながら組織的に取り組んでいかなければなりません。

町民のみなさんに、「多可町で子育てして良かった」「多可町で学んで良かった」そして「多可町に住んで良かった」と実感していただけるように、多可町の教育・保育の更なる発展に向けて、全力で取り組んでいきます。

今後とも、ご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成29年4月

多可町教育長 岸原 章

I 基本目標 「明日の多可町を担う ころ豊かな人づくり」

II 重点目標

1 ふるさと多可町を愛し、たくましく生きるころ豊かな子どもの育成

- 幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期です。多可町の豊かな自然や人の絆をいかし、豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子どもの育成をめざします。
- 学齢期は、将来社会人として自立していくために、「確かな学力」「豊かなころ」「健やかな体」のバランスがとれた「生きる力」とともに、「自分の国やふるさとを愛し、誇りに思う気持ち」を育み、自分の夢や目標に向かって、たくましく生きる子どもの育成をめざします。

2 地域や保護者から信頼される、魅力ある学校園づくり

- 子どもたちが安全に、安心して過ごせる学校園、子どもたちが喜んで通う、いじめや体罰を許さない、一人一人の良さを伸ばす魅力ある学校園づくりを進めます。
- 教育方針や子どもたちの活動状況を地域に発信する学校園、保護者や地域の思いや願いを受けとめ、それを経営にいかす開かれた学校園づくりを進めます。
- 確かな指導力と豊かな人間性を備え、使命感を持って子どもを導く教職員、チーム力を発揮し、各学校園が抱える課題にチャレンジする教職員を育成します。

3 家庭の教育力の向上と安全・安心な地域づくり

- 「教育の原点は、家庭教育である」との認識に立ち、学校園やP T Aと連携して家庭の教育力向上に努めます。
- 子どもたちが安全に安心して過ごせる地域の環境づくりを進めます。

4 子ども向けの社会教育事業や学童保育、児童館事業等の充実

- 様々な体験活動を通して、子どもの自主性や創造性、社会性を伸ばすとともに、地域の居場所としての児童館事業の充実を図るなど、社会教育の充実に努めます。また、学童保育や子育てふれあいセンター事業の充実を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

5 図書館、那珂ふれあい館の充実

- 生涯学習の拠点としての図書館、地域の歴史学習の拠点としての那珂ふれあい館、それぞれの特色をいかした事業の充実と積極的な情報発信に努め、知識とまちづくりの中核施設として、多くの人が集う、利用しやすい施設をめざします。

Ⅲ 主要施策

◎ 幼児教育・学校教育

(1) 幼児教育の充実

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨及び内容等の周知徹底を図るとともに、子どもの発達や地域の実態に即した教育・保育課程を編成し、計画的、継続的な指導を通して、教育・保育の充実に努めます。
- 子どもたちが多可町の豊かな自然にふれ、ひとり、その中で主体的に遊ぶ活動を積極的に取り入れます。
- 集団生活を通して、子どもたちに基本的な生活習慣や態度を身につけさせます。また、感じたことや考えたことを自分の言葉で表現したり、教職員や他の幼児の話の聞いたりすることを通して、伝え合う楽しさを味わわせ、人とかかわる力を育成します。

(2) 幼保小中学校の連携の強化

- 0歳～15歳までの子どもの発達の連続性に留意しながら、幼保小中学校を通じた一貫性のある教育計画や教育活動の工夫・改善に努めます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続のため、体験入学や共同学習、出前授業など、幼児児童生徒の積極的な交流活動に取り組みます。
- 小学校への円滑な接続を図るために、中区の認定こども園の5歳児交流活動を年間5回、多可町全体の5歳児交流活動を年間3回実施します。
- 小中一貫教育推進委員会が中心となり、義務教育9年間の一貫性のある学習指導や生徒指導をめざす小中一貫教育の研究を進めていきます。引き続き、八千代小学校と八千代中学校を小中一貫教育研究推進校に指定します。

(3) 確かな学力の育成

- すべての教科において基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして、「ことばの力」を高め、思考力・判断力・表現力等の活用力を育む授業づくりを推進します。
- 少人数授業や小学校高学年の「兵庫型教科担任制」を取り入れるとともに、スクールアシスタント、生活補助員等を配置し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を推進します。

- 反復練習による読み・書き・計算力を高めるために、学習タイムやモジュール学習を推進します。また定期的に「漢字・計算力テスト」を実施し、基礎・基本の定着を図ります。
- すべての小中学校で放課後に教員OBや地域人材などを活用した「ひょうごがんばりタイム」（補充学習）を実施し、基礎学力の向上を図ります。
- 全小学校にインターネット上の問題データベースにアクセスし、個に応じた学習プリントを作成できる「学習支援システム（算数）」を導入し、基礎学力の向上を図ります。
- 進んで本に親しむ子どもを育てるために、「多可町子ども読書活動推進計画（第2次）」に沿って、すべての小中学校で「読書の習慣化」を進めていきます。
- 国が小学6年生と中学3年生に実施している全国学力・学習状況調査とともに、現在、小学2年生から5年生までと中学1，2年生で実施している町独自の学力調査を、平成29年度から小学1年生から6年生までと中学1，2年生に拡充して行い、結果を分析、改善策を検討し、一層の学力向上に繋がります。
- 外国語指導助手（ALT）を町内の各中学校に継続して配置し、中学校の英語教育や小学校の外国語活動の充実を図ります。また、平成32年の小学校英語の教科化に向けて、「多可町英語指導力向上研修会」を開催し、指導方法やカリキュラムの編成等について研究を深め、小学校教員の英語指導力の向上を図ります。
- ICT環境を計画的に整備するとともに、これらのICT機器を有効に活用し、子どもたちが主体的かつ意欲的に学ぶ授業づくりを推進します。

（４）豊かな心の育成

- 小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から実施される「道徳の教科化」に向け、道徳の時間における指導の充実を図るとともに、教育活動全体を通じて人づくりの基盤となる道徳性を育みます。
- 人権教育については、兵庫県の「人権教育基本方針」に基づき、教育の主体性、中立性を堅持し、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など人権にかかわる課題の解決に向け、総合的に取り組みます。

- 防災教育副読本「明日に生きる」等を活用して、「兵庫の防災教育」を推進します。
- 生徒指導については、児童生徒に対する共感的な理解を深め、人間的なふれあいに基づく指導を通して、基本的な生活習慣、規範意識をはじめ、あいさつや社会生活上のルールなどの定着化を図ります。
- いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待等については、学校園、家庭、関係機関などが連携を密にし、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。特に、いじめについては、「いじめ防止基本方針」に基づいて、迅速に、そして組織的に対応します。
- 不登校については、授業づくりや集団づくり、適切なかかわり等、予防のための取組を充実させ、魅力ある学校づくりを進めるとともに、保護者やスクールカウンセラー、学校園アドバイザー、適応教室、県立但馬やまびこの郷などの関係機関との連携を密にし、学校復帰を支援します。
- 「敬老の日発祥のまち」として「敬老のうたーきつとありがとう」を歌ったり、演奏したりして、お年寄りを大事にする「敬老の精神」を育みます。
- 子どもたちに、「命の大切さ」を実感させるために、子育てふれあいセンターと連携し、乳幼児や妊婦とのふれあい体験を実施します。

(5) 健やかな体の育成

- 「食」は、生きる上での基本です。特に、子どもたちに対する食育は心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、知育・徳育・体育の基盤となるものです。担任と栄養教諭が連携して、学校での食育指導を通して、子どもたちに望ましい食習慣の形成を図ります。
- 多可町の小中学生の体力・運動能力は、平成28年度の「体力・運動能力テスト」の結果によると、多くの種目で前年度の多可町の平均を上回りました。しかし全国平均と比べると、敏捷性や全身持久力は上回っていますが、小学生では柔軟性、中学生では筋力と柔軟性が下回っています。平成29年度も引き続き、「体力向上推進委員会」を開催し、「運動好きの子どもの育成」や「体力・運動能力の向上」などをめざして、外遊びの奨励や体育の授業の工夫改善などの取組を推進します。

(6) 特別支援教育の充実

- 各学校園において、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を要する子どもの実態把握や指導・支援内容の協議、ニーズに応じた合理的な配慮の提供等について全教職員の共通理解のもと、学校園あげて組織的に推進します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、それらを十分活用するとともに、保護者や臨床心理士、県立特別支援学校等の関係機関と連携し、一人一人の教育的ニーズに応える教育を推進します。

- ライフステージに応じた継続的な支援を行うため、「サポートファイル」の作成・活用を推進します。
- 小中学校の特別支援学級に在籍する子どもに対しては、必要に応じて生活補助員を配置し、生活や学習活動を支援します。また、通常学級に在籍するLD、ADHDなど特別な支援を要する子どもに対しては、スクールアシスタントを配置したり、学校生活支援教員による「通級指導」を実施するなど、安定した学校生活を送れるよう支援します。

(7) 開かれた学校園づくりの推進

- オープンスクールや学校園だより、ホームページ等を通じて学校園の教育方針や取組、子どもたちの活動状況を積極的に発信します。
- 学校園関係者評価を活用して、学校園の運営改善に取り組みます。また、評価結果を公表し、開かれた学校園づくりを推進します。
- すべての小中学校において、引き続き、学校支援地域本部事業を進め、地域住民と学校との連携協力体制づくりを推進します。また、平成28年4月に統合した八千代小学校においては、これまでの取組を一步進め「コミュニティ・スクール」を導入し、学校を核とした地域コミュニティのさらなる活性化をめざします。

(8) グローバル化に対応した教育並びに体験活動の推進

- 自立心や規範意識などを養い、共に生きる心を育むために、家庭や地域、関係団体などと連携して「小学3年生の環境体験学習」「小学4年生の多可っ子芸術文化体験」「小学5年生の自然学校」「中学2年生のトライやる・ウィーク」などの体験学習を推進します。
- 小中学校で、「キャリアノート」や「キャリア教育指導資料」等を使って、子どもたちが生きる力を身につけ、社会人として自立していく力を育むキャリア教育を推進します。また中学1年生を対象に、トライやる・ウィークの事前学習として、地元で就業・起業し活躍する郷土の先輩から学ぶ「ふるさとキャリア教育」を推進します。
- 多可町は、「杉原紙」「山田錦」「敬老の日」の発祥のまちです。ふるさと教育副読本「わたしたちのふるさと多可町」や「杉原紙の歴史」などを活用し、多可町の自然や産業、伝統、歴史、文化等について学習する「ふるさと教育」を推進します。また、「多可町ふるさと検定」を全小中学校で実施し、ふるさと多可町に誇りと愛着をもつ子どもを育成します。
- 姉妹都市の宮城県村田町や友好都市の福井県若狭町、鳥取県若桜町との教育交流を推進します。

- 国際教育交流推進事業として、町内の中学生が兵庫教育大学の留学生等と英語でコミュニケーションを図り、体験活動を通して交流を深める「イングリッシュ・デイキャンプ」（仮称）を実施します。

（９） 学校園の組織力と教職員の資質向上

- 採用後５年までの教員を対象に、授業力や学級経営力を身につけるための若手教員研修会や指導力のある管理職を育成するための学校経営研修講座を実施します。
また、全教職員を対象に授業づくりや人権教育、ふるさと教育などの研修を実施し、「教育のプロ」としての資質と指導力の向上を図ります。
- 県教育委員会のスーパーティーチャーの活用を奨励するとともに、経験豊かなOB教員を学校に派遣し、各学校園の校内研修の充実を支援します。
- 町内の保育所、認定こども園、キッズランド、小中学校を計画的に訪問し、保育や授業、学校園運営などについて、指導助言を行います。
- 勤務時間の適正化に向けた、「ノー残業デー（定時退勤日）」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の取組を推進します。
- 体罰に頼らない指導を徹底するとともに、体罰を許さない学校づくりを推進します。
- 人事評価・育成システムや学校関係者評価を積極的に活用した人材育成に取り組めます。

（10） 学校園の危機管理体制の充実

- 「子どもたちの安全確保」を第一に考え、校園長を中心に様々な災害に備えて、定期的に研修・訓練を実施し、教職員の危機管理に対する知識・技能の向上を図ります。
- 子どもたちがネットトラブルの加害者や被害者にならないように、スマートフォンの正しい使い方やSNS等の長時間使用による学習や生活への影響についての指導を充実します。特に、昨年子どもたちが策定した「多可町スマホ3カ条」に基づき、自分たちで「小学生は夜9時以降、中学生は夜10時以降、SNSやりません運動」を各学校で広めていけるよう指導します。

◎ 家庭教育・社会教育

（１） 家庭の教育力の向上

- PTAと連携しながら、家庭教育支援冊子「家庭を学びの環境に」を活用して、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努めます。

- 「多可子どもタイムズ」を年間2回発行し、保護者や地域住民に、多可町教育委員会や各学校園の取組などを知らせ、家庭や地域の教育力の向上に繋がります。
- 毎月の第3日曜日を「家庭の日」として、家族の絆を深めることの大切さを啓発していきます。
- 関係機関や関係各課と連携して、児童虐待防止に向けた個別ケース検討会議を実施するとともに、リーフレットや対応マニュアルを活用して、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- 「小学生は夜9時以降、中学生は夜10時以降、SNSやりません運動」を通して、子どもたちがスマートフォンやSNS等を利用する際のルールづくりやフィルタリングの設定等、家庭での取組を促進します。
- PTCA子育てフォーラムを開催し、学校園やPTA、関係機関などが連携して家庭の教育力の向上に努めます。

(2) 安全で安心な地域づくりの推進

- 地域の「こども見守り隊」や「こども110番の家・こども110番の車」などと連携して、子どもたちの安全確保に努めます。また、青色防犯パトローカーによる通学路などの巡回指導を行います。
- 通学路の危険箇所対策を具体的に定めた「多可町通学路交通安全プログラム」に基づき、引き続き関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組めます。
- 青少年育成センターが中心となって、青少年の非行防止及び早期発見のために、定期補導や特別補導、量販店補導などの補導活動を実施します。

(3) 子ども向け社会教育事業の充実

- 子ども芸能祭を開催し、町内の文化芸能活動に取り組む子どもたちの発表の場づくりを進めます。
- 多可町中央公民館播州歌舞伎クラブの活動や子どもたちへの指導を通して、伝統文化の継承や次世代育成を図ります。
- 中町北小学校、八千代小学校で「土曜チャレンジ学習事業」を実施し、豊かで有意義な土曜日の過ごし方についての取組を推進します。
- 中学生が地域でボランティアとして活躍する機会を増やし、様々な人とかかわり、地域の一員としての自覚や自己有用感を育む活動を推進します。
- 放課後に、地域住民の見守りのもと、小学校の運動場等を利用して行う「放課後子どもプラン事業」を継続して実施します。

- 「おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展」は、「敬老の日制定50周年」を契機に、姉妹都市の宮城県村田町、友好都市の福井県若狭町、鳥取県若桜町をはじめ全国に応募を広めていきます。

(4) 子育てふれあいセンターや学童保育、児童館事業の充実

- 子育てふれあいセンターで子育て相談や親子ふれあい活動、学習会などを実施し、育児をしている親などを支援します。
- 学童保育や児童館事業を継続し、地域の居場所づくりを進め、仲間遊びや群れ遊びなどを通じて子どもたちの心身の健全な育成に努めます。
- 児童館では子どもたちが「ふるさとを愛する心」を育むため、地場の産業や文化などの地域素材を取り入れたプログラムづくりを進めます。
- 遊びの環境づくりなど学童保育の質を高めるために、子どもたちの健康管理や安全の確保等について、支援員、補助員の研修を実施します。
- 学童保育は、平成27年度から小学校高学年（4～6年）の児童も受け入れています。平成29年度からは高学年の受入要件を撤廃し、定員の範囲内で希望者を受け入れます。

(5) 図書館の充実

- 地域づくりの情報発信基地、また知の拠点として、生活に密着した暮らしに役立つ図書館をめざすとともに、地域の憩いの場としての利用拡大にも努めます。
- 「多可町子ども読書活動推進計画（第2次）」に沿って、学校園や児童館、子育て学習センター等との連携を密にしながら、子どもたちが積極的に読書活動に取り組めるような環境づくりを支援します。
- 読書手帳の推奨をさらに広め、読書意欲の喚起や読書習慣の確立を図るとともに図書館の利用拡大に繋ぎ、図書の出冊数の向上をめざします。

(6) 那珂ふれあい館の充実

- 地域の歴史学習の拠点として、ボランティアガイドと連携しながら、多可町の歴史・文化を積極的に発信していきます。また、子どもから大人まで、歴史や伝統文化を体感し、学習できる場を創出します。
- 地域の興味深い歴史を対象に、「おもしろ歴史セミナー」や「多可町歴史探訪ツアー」を開催します。また、学校園や集落、グループ等への出前講座も推進します。
- 文化財については、集落の伝統行事や歴史遺産など、悉皆調査を引き続き行い、歴史資料としてとりまとめ、成果を広く周知し、保護・活用を図ります。

- 「杉原紙総合調査委員会」発足2年目を迎え、杉原紙の分析やそれにまつわる古文書、紙漉き道具の集積などの調査成果をもとに、さらに分析を進め、当時の作業工程の復元など伝承と普及推進の体系化を図り、国指定文化財の認定をめざします。

◎ 学校園等の施設・設備の整備・改修

○中町南小学校北校舎等老朽改修工事

北校舎の老朽部分を改修し、安全・安心な学舎として長寿命化を整備推進します。併せて、屋内運動場の照明のLED化と落下防止を含む非構造部材の耐震化を図ります。

○中町北小学校老朽改修実施設計業務

校舎の老朽化を調査し、教育環境の計画的な改善を図るため、調査及び実施設計業務を実施します。

○小学校校庭遊具の修繕更新

遊具の安全点検を踏まえ、町内5小学校の危険遊具を修繕し、撤去更新も含め整備を図ります。

○那珂ふれあい館改修工事

那珂ふれあい館の軒先野地板の劣化部分を4カ年計画で改修します。

◎ 教育委員会事務局

(1) 就学前教育・保育の充実

①子ども・子育て会議の継続と公私連携によるキッズランドの運営

子ども・子育て会議を継続して開催し、「多可町子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度の5カ年計画）が順調に進められているか検証します。また、平成27年度から審議している公私連携によるキッズランドの運営については、本年度に運営法人の公募、決定を行います。

②幼児教育研修事業の推進と5歳児教育共通カリキュラムの作成

幼児教育の質の向上及び保育の充実を図るために、キッズランドと認定こども園を対象に幼児教育研修事業を実施します。また、5歳児教育の充実と小学校へのスムーズな移行をめざして、平成30年度に改訂される「幼稚園教育要領」をふまえた5歳児教育共通カリキュラムを作成します。

(2) 子育て支援の充実

- 幼稚園、保育所等に通う町内4，5歳児の保育料を無償にします。ただし、給食費3,000円と教材費1,000円の実費は徴収します。
- ひょうご保育料軽減事業により、第2子の保育料を軽減します。月額5,000円を超える額について、3歳児未満は4,500円、3歳児は3,000円を上限に助成します。
- 保育所や幼稚園等に通っていない児童の一時預かりの料金を、4時間以内は500円、4時間を超える場合は1,000円値下げします。
- 平成22年度から実施している「病後児保育」と平成28年度から実施の「病児保育」を継続して行います。病後児保育について、町外児童も利用可能にするとともに、町内児童については利用料を1,500円から500円に値下げします。

(3) ふるさと教育の推進

- ふるさと多可町の自然や文化、歴史、産業等について学習する「ふるさと教育副読本・わたしたちのふるさと多可町」の改訂作業を実施します。

(4) ICT活用事業の推進

- 平成28年度に引き続き、産学官連携による「多可町教育ICT活用推進実証研究事業」を中町北小学校を中心に、中町南小学校、八千代小学校で推進し、教育効果の明確化、効果的な指導方法、教員のICT活用指導力向上等について実証研究を行います。

(5) 学校給食センター調理業務の民間委託

- 安全・安心でおいしい学校給食を将来にわたって安定して提供するため、4月から調理等業務部門を民間委託にて実施します。また、食物アレルギーの子どもたちには、アレルギー専用調理室で調理したアレルギー除去食を提供します。米飯については、すべて多可町産コシヒカリを使用します。

(6) 教育委員会等の公開

○開かれた教育委員会をめざして、定例教育委員会並びに総合教育会議の内容を充実し、公開とします。ただし、個人情報に関する案件は、非公開とします。

(7) 教育委員会事業の点検と評価の公表

○教育委員会の権限に属するすべての事務事業の管理及び執行状況について、評価・点検を行い、その結果を公表します。

(8) 保護者、児童・生徒、教職員への支援

○引き続き、相談室長 兼 学校園アドバイザーを配置し、保護者や子どもたち、教職員に対して、いじめや不登校、進路についての相談活動をはじめ、授業づくり、学級経営、生徒指導などについて支援します。